

鉄道活性化沿線支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業着手前まで)

○交付申請は、下記提出先にメール送付、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

* この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール送付、郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 予定していた事業をすべて完了した日

* この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

(完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業を開始した年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先をメール送付、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26-7100 koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp